

## 特定非営利活動法人日本高血圧協会 会則

名称

第1条 本会は日本高血圧協会という。

事務局

第2条 本会の事務局は大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番29号に置く。

会員

第3条 会員は本会の目的に賛同するもので、次の2種類がある

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

第4条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(会費)

第10条 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

正会員 (個人)	年会費	500円
正会員 (団体)	年会費	10,000円
賛助会員(個人)	年会費	20,000円
賛助会員(団体)	年会費	20,000円

但し、平成22年10月16日に以下のとおり改正した。

正会員 (個人)	年会費	1,000円
正会員 (団体)	年会費	20,000円
賛助会員(個人)	年会費	5,000円
賛助会員(団体)	年会費	50,000円

第11条 会員は、年間で会報2報及び血圧手帳2冊の配布を受ける。(平成29年3月17日追加)

平成26年10月18日施行 定款より移動

会則として作成